



製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の 濫用行為等に関する実態調査報告書のポイント (令和元年6月公表)

調査の経緯・趣旨

事業活動における知的財産保護の重要性が高まっているところ、有識者から「**優越的な地位にある事業者が製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている**」との指摘^(※)があったことを踏まえ実態調査を開始

調査の実施 (平成30年10月～)

ノウハウ・知的財産権に関する事例収集を目的として

- ・製造業者**30,000社**に書面調査 (中小企業26,300社, 大企業3,700社)
- ・製造業者, 事業者団体, 有識者に合計**122件**のヒアリング調査

多様な事例報告

書面調査に対し、**15,875社**から回答 (52.9%)
726件の個別事例報告 (641社)

※ただし、報告された事例の大半で取引先の名称は記載されなかった。また、報告された事例の中には、「顧客リストを提出させられる」など、製造業者の技術に関するもの以外の事例も含まれていた

※第210回独占禁止懇話会(平成30年6月19日開催)における会員発言など

調査結果

書面調査, ヒアリング調査の結果、

- ・**ノウハウの開示を強要**される
- ・**名ばかりの共同研究**を強いられる
- ・**特許出願に干渉**される
- ・**知的財産権の無償譲渡を強要**される

等の**これまであまり知られてこなかった多数の事例が報告された**。
また、大企業や、中小企業の中でも**ベンチャー企業**からの報告も寄せられた

評価

製造業者が研究開発等の末に獲得した**ノウハウや知的財産権は**, 当該製造業者の**競争力の源泉**となるものであり、優越的な地位にある取引先に秘匿しておきたいノウハウを意に反して開示させられたり、苦勞して取得した知的財産権を意に反して無償譲渡等させられたりするのでは、**我が国における企業の知的財産戦略自体が成り立たなくなるおそれ**

公正取引委員会の対応 (報告書第6の2)

調査結果を踏まえ、公正取引委員会では、以下の対応を行う

- ① **経済産業省・特許庁と連携し、製造業全体に参考事例集を含めた調査結果の周知**
- ② 引き続き優越的地位の濫用行為等の情報収集に努めるとともに、**違反行為には厳正に対処 (下請法違反行為については、中小企業庁と連携して厳正に対処)**

参考事例集の内容

01 片務的なNDA

事例 1

相手方の秘密は厳守する一方、自社の秘密は守られないという片務的なNDA契約を締結させられる

02 ノウハウの開示強要

事例 2

営業秘密のレシピを「商品カルテ」に記載させられた挙句に模倣品を製造され、取引を停止される

03 買ったたき

事例 3

金型設計図面等込みの発注になったにもかかわらず、対価は従来どおりに据え置かれる

04 技術指導等の強要

事例 4

競合他社の工員に対して自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられる

※NDA Non-disclosure agreement (秘密保持契約)

05 名ばかりの共同研究

事例 5

ほとんど自社で研究するのに、成果は取引先だけに無償で帰属するという名ばかりの共同研究開発契約を押し付けられる

06 出願に干渉

事例 6

取引と関係のない自社だけで生み出した発明等を出願する場合でも、内容を事前報告させられ、修正指示に応じさせられる

07 知財の無償譲渡等

事例 7

特許権の1/2を無償譲渡させられる

事例 8

一方的に無償ライセンスさせられる

全30事例を掲載



このほか、今回の調査では、製造業者から次のような声も寄せられました。



- 今回の調査テーマは、当社のような技術系ベンチャーにとって切実なものである（化学工業）
- 日本の下請取引では、チャレンジするのは中小企業、成果を受け取るのは大企業という文化が根強く残っている（家具・装備品製造業）
- 大手の取引先から契約書案を一方的に送りつけられ、「文句を言っているのは貴社だけ」などとそのままの文言での契約を強要される事が日常的に起きている（その他の製造業）

注： なお、優越的地位の濫用規制の観点から問題があると評価されるのは、これらの行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」（独占禁止法第2条第9項第5号）行われて製造業者に不利益を与えた場合である。